

## 消防の広域化について 2010.11.08/本会議

**(かのう)** 文部科学省の地震調査研究会の発表によると、今後 10 年以内に、南関東でマグニチュード 7 程度の地震が起こる確率は 30%と予想されており、このような大規模災害にも適切に対応できる災害救助体制を構築する必要性が問われています。

大規模災害に対応するには、特に消防力の強化が必要であり、県内の消防本部を広域化することにより、人員配置の効率化や財政・組織面での消防体制の基盤強化を図るなど、消防本部における消防力、防災力が大幅に向上するものと考えています。

**(生活環境部長)** 災害や事故の発生時に、迅速かつ的確に対応していくためには、消防防災のかなめである消防組織をより強固なものとし、災害対応能力を高めることが必要であり、そのためには、消防の広域化を推進することが重要であると考えております。

このため、県では、平成 18 年度の消防組織法の改正に伴い、平成 20 年 3 月に、県域一本化での広域化も視野に入れつつ、県内を 5 ブロックとする消防広域化推進計画を策定いたしました。この計画に基づき、これまで市町村長等に対し、広域化の必要性やメリットを説明するとともに、広域化に向けた研究会等の設置を働きかけてきた結果、現在 5 ブロック中、県北、県央、県南の 3 ブロックにおいて研究会が設置され、広域化にかかわる課題について現在検討を行っているところでございます。

県といたしましては、研究会が未設置の鹿行、県西ブロックに対し、早期に設置されるよう関係市町村に引き続き働きかけるとともに、今後は、研究会において、消防の組織や財政にかかわる幅広い議論が深められるよう積極的に市町村間の調整を行うなど、消防の広域化の促進を図ってまいります。

一方、現在、市町村におきましては、電波法関係審査基準の改正に伴い、平成 28 年 5 月までの消防救急無線のデジタル化にあわせて、統一指令センターによる消防指令業務の共同運用について、県も含め検討を行っているところでございます。

この消防指令業務の共同運用が実現いたしますと、各消防本部の部隊の迅速かつ広域的な運用が可能となるなど、消防力の強化が図られるとともに、消防の広域化への大きな足がかりとなることから、県といたしましては、共同運用の実現が図られるよう積極的に支援を行ってまいります。